

経営情報ニュース



●Webサイトパック
ホームページ制作費0円
全て揃ったパッケージサービス
●SNS運用サポート
LINE@/facebookページ
http://brain-works.jp/

2018. 4. 16 (月) 発行

海外の年金請求の進め方

戦後の高度成長期に海外に駐在するようになった日本人が、年金受給世代を迎えています。平成12年に日本とドイツの社会保障協定が初めて締結以降、下記のような国とも協定が結ばれています。現時点で、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルクと協定を結び、イタリア、フィリピン、スロバキアは協定の発効待ち、スウェーデン、中国、トルコ、フィンランドとは協定の交渉中です。過去の駐在国の年金を受給できるとは思っていなかった方が、インターネットから、先輩や同僚の話から知って、外国の年金相談が増える可能性があります。下記を理解した上で、漏れのない受給を目指しましょう。

■まずは、加入した国の年金制度を理解しましょう。日本の年金制度は日本の年金事務所で教えてもらうことができますが、外国の年金制度は自分で調べるしかありません。各国の年金当局のHPにも掲載されていますが、語学の問題もあり大変です。日本年金機構のHPやパンフレットを参考にして、最低限、以下の項目だけでも把握しましょう。

- ① 最低加入期間は何か。(アメリカ年金の場合は、四半期を単位とするクレジット数で数える)
- ② 支給開始年齢は何歳か。(繰上げや繰下げ請求ができる場合、改正により一定年齢でない場合もある)
- ③ 年金額はいくらか。(試算は必須でないが、①②が整えば請求手続きは可能となる。)

■次に、請求手続きはどこにどう進めるのでしょうか。

- ① 最初の請求書類は日本年金機構から交付してもらい(交付できない国もある)、添付書類とともに提出しますが、書き方等の説明は受けられないようです。
- ② 提出後は、ほとんど外国の年金当局とのやりとりになります。問い合わせにに応じてくれる大使館や領事館もありますが、多くは外国語で記載されている書類の説明を自分で読み、対応することになります。

外国年金に精通した社労士に依頼するのが良いのですが、実際、英語以外の言語に精通の方はそう多くありません。翻訳家も合わせ活用するのが良いでしょう。

社会保険 現物給与

社会保険料の報酬または賞与の一部が、「通貨以外のもの」(現物給与)で支払われる場合は、その価額は法律により地方の時価によって、厚生労働大臣が定めることとされています。具体的に定められているのは、「住宅費」と「食費」ですが、それ以外に労使協定等で定めている場合や、通勤定期券を現物で支給している場合も「現物給与」の対象となります。例えば、3LDKの社宅(廊下等を除いた居室面積25畳)を1万円で提供している場合、定められている価額が1畳あたり1千円(都道府県によって異なります)とすると、換算価額が2万5千円となるので、差額の1万5千円が現物給与となります。

『ソー活』とは?

就職活動を行っている学生達の間では、フェイスブックなどのソーシャルネットワークサービス(SNS)を利用した就職活動を「ソー活」と呼んでいます。いくつかあるSNSの中でもフェイスブックは、「いいね!」ボタンにより、学生側の反応がすぐに分かる仕組みが企業にとっても有効と考えられています。企業側は学生に知ってほしい情報を掲載して、その情報にある学生が「いいね!」を押すと、その学生とつながりのある人にも、その企業の情報が伝わります。従来は、企業と学生が1対1の関係でしたが、フェイスブックを活用することで、情報伝達範囲が広がります。



NEWS ダイジェスト

- 社保未加入で建設業の許可を更新せず
国交省は、社会保険未加入の建設会社について、建設業の許可を更新しない方針を固めた。審査の際に、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料の納付証明書提出を義務付けると同時に、法定福利費についてもチェックを強化する。
- 高齢者の働き方に合わせ、公的年金制度見直しへ
厚労省は、2020年の関連法案提出を目指し、高齢者の働き方に合わせた公的年金制度の見直しに着手した。70歳を超えてからの受給開始を選択できる仕組みの導入、パートへの適用拡大、一定の収入がある人の年金減額の仕組みの見直しなど。